

公証人の公証役場外における定款認証

(特区法第12条の2)

規制改革の内容

特例措置前

※ 公証人法

公証人は公証役場で職務執行することが原則

特例措置

公証役場以外の起業のためのワンストップセンターで、公証人が定款認証業務を行うことができる

効果

法人設立手続のワンストップサービスが可能となり、起業・開業を促進

規制改革の事例

公証役場外に公証人が常駐し、法人設立に係る定款認証業務を実施

東京開業ワンストップセンター



法人設立登記を含めたワンストップ化
↓
外国人を含めた開業促進